○豊中市伊丹市クリーンランドパブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、市民等からの意見等の提出機会を設け、市民等の多様な意見等を把握するとともに、豊中市伊丹市クリーンランド(以下「組合」という。)の意思決定過程における公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) パブリックコメント手続 組合の基本的な計画等の策定に当たり、策定しようとする計画等の趣旨、目的、内容等を公表して市民等から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して計画等の策定の意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び提出された意見に対する組合の考え方を公表する一連の手続をいう。
 - (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 豊中市又は伊丹市(以下「組合市」という。)の区域内に住所を有する者
 - イ 組合市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 組合市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 組合市の区域内に存する学校に在学する者
 - オ 組合市の市税の納税義務者
 - カ アから才までに掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害 関係を有するもの

(対象)

- 第3条 パブリックコメント手続の対象となるものは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 組合の事業に関する計画
 - (2) その他パブリックコメント手続を適用することが必要と認められるもの (適用除外)
- 第4条 計画等の策定が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定を適用 しない。
 - (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 管理者に裁量の余地がないと認められるもの
 - (3) 法令等により、住民の意見を聴く手続が定められているもの

(計画等の案の公表等)

- 第5条 管理者は、計画等の策定をしようとするときは、当該計画等の策定の意思決定 を行う前に、計画等の案を公表しなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料

を公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画等の案に対する市民等の理解を助けるために 管理者が必要と認める資料
- 3 前2項の規定による公表は、計画等の所管課窓口その他管理者が指定する場所での 閲覧並びに組合及び組合市ホームページへの掲載により行うものとする。
- 4 管理者は、第1項の規定により計画等の案を公表するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を組合市広報誌並びに組合及び組合市ホームページに掲載して、当該パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。
 - (1) 計画等の案の名称
 - (2) 計画等の案に対する意見の提出方法及び提出期間
 - (3) 計画等の案の入手方法

(意見の提出手続)

- 第6条 管理者は、計画等の案の公表の日から少なくとも20日間の期間を設けて、市 民等から計画等の案に対する意見の提出を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、管理者は、意見を提出しようとする市民等に対し、氏名又は 名称及び連絡先その他必要な事項の明記を求めるものとする。
- 3 第1項の意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の市民等の意見が 文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られた記録をいう。)として残る方法により、行うものとする。 (意見の取り扱い)
- 第7条 管理者は、前条の規定により提出された意見を十分に考慮して、計画等の策定 の意思決定を行うものとする。
- 2 管理者は、計画等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例(平成18年組合条例第9号)第7条各号に規定する不開示情報に該当するものは除く。
 - (1) 提出された意見の概要
 - (2) 提出された意見に対する管理者の考え方
 - (3) 計画等の案を修正したときは、その修正内容
- 3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。 (意思決定過程の特例)
- 第8条 管理者は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関及びこれに準ずる機関が第5条から前条までの規定に準じた手続(以下「要綱に準じた手続」という。)を経て策定した答申等の内容に沿って、計画等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わないことができるものとする。

(実施状況の公表)

第9条 管理者は、パブリックコメント手続の実施状況を組合ホームページに掲載して 公表するものとする。

(委任規定)

第10条 この要綱の運用について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年12月16日から実施する。